

議案第47号

基山町立図書館協議会設置条例の一部改正について

基山町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

基山町立図書館協議会設置条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育学習課」を「まちづくり課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構改革を平成29年4月1日付けで実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、基山町立図書館協議会設置条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決